## (原案)

### 鎌倉都市計画土地区画整理事業の決定 (鎌倉市決定)

都市計画村岡・深沢地区土地区画整理事業を次のように決定する。

名称			ŗ.	村岡・深沢地区土地区画整理事業						
面積			ALK.	約 31. 1ha						
公共施設の配置					種 別	名		称	都市計画に別に定め	
					幹線街路	3 • 5	• 7 号腰越为	に船線	るとおりとする。	
	道		路	路	・地区のシンボルとして施行区域の東西を結び、賑わいの中心軸を					
					形成する区画道路として、幅員 20.0mのシンボル道路を配置す					
					る。 ・各街区の土地利用を考慮して、幅員 6.0m~18.0mの区画道路及 び幅員 4.0mの歩行者専用道を適切に配置する。					
	公園及び緑地				公園は、施行地区面積の3%以上かつ計画人口1人当たり3㎡以 上を確保し、施行地区内に公園を適切に配置する。					
	7		, la	9	下水道計画における排水処理の排除形式は分流式とし、流末の公					
	そ の 公 共		他施	の設	共下水道幹線に接続する。なお、土地利用等を考慮して、必要な調					
		六			整池を配置する。					
宅	地	Ø	整備	備	鎌倉市第三の都市拠点の形成を目指して、整序化された土地に住					
					宅系、業務系、商業系及び工業系の都市機能を適切に配置し、土地					
					利用転換を実現する。					
					施行区域の整備にあたっては、隣接する藤沢都市計画土地区画整理事業(社図・深沢地区土地区画整理事業)との一体地に配慮する					
					理事業(村岡・深沢地区土地区画整理事業)との一体性に配慮する。					

「施行区域は計画図表示のとおり」

### (原案)

#### 理由書

本地区は「鎌倉市都市マスタープラン」において都市拠点として位置付けており、その「部門別方針/土地利用の方針」において「深沢地域国鉄跡地周辺については、都市拠点という位置付けを踏まえ、東海道本線新駅構想を視野に入れ、土地区画整理事業により、住宅と商業・業務機能、医療福祉機能等を導入します。」と明記しています。

また、「鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においては、深沢地域国鉄跡地を中心に、面的に一体整備を行うとともに、隣接する藤沢市村岡地区の新駅を中心としたまちづくりと連携を図りながら、都市基盤施設の整備を図るものとされており、鎌倉都市計画都市再開発の方針においては、鎌倉第三の都市拠点を目指し、土地区画整理事業による面的整備を行い、土地利用転換に合わせ、商業・業務や都市型住宅等の適切な用途を配置するものとされています。

これらのことを踏まえ、本地区における土地区画整理事業による面的整備事業と土地利用転換事業を計画的に推進するため、本案のとおり土地区画整理事業を決定するものです。

# (原案)





